

# 社会福祉法人福角会 コンプライアンス

## (業務管理体制・内部通報体制)規程

### 第1章 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人福角会 コンプライアンス(業務管理体制・内部通報体制)規程(以下、「規程」という。)は、社会福祉法人福角会(以下、「法人」という。)が経営する保育サービス及び障害福祉サービス事業並びに介護保険サービス事業等を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

2 法人の職員などからの組織的または個人的な不正行為に関する通報およびそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見および是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

3 この規程に基づく通報および相談を利用できる者は、役員およびすべての労働者(正規職員、パートタイマー、アルバイト、嘱託職員、出向者、派遣労働者、その他雇用形態を含む)とする。なお役員を除き、退職後1年以内の職員も通報および相談を利用できるものとする。

(基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

一 事業を行う際に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。

二 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。

三 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、法人の各施設長、管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

四 不正行為の未然防止、早期発見および是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することとする。

### 第2章 受付体制

(法令遵守責任者)

第3条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

2 前号の法令遵守責任者は、コンプライアンス委員会の委員長をもって充てるものとする。

(法人組織体制の整備)

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙1のコンプライアンス規程体制図に定めるものとする。

2 法人の事業の最高責任者は理事長とする。

3 法人の各事業部門の責任者は、施設長及び管理者(以下、「管理者」という。)とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の役員会と連携し、以下の業務を行うものとする。

一 法人及び事業の組織体制に関する提案

二 法令遵守に関する本規則の制定及び改定

- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 法人に、コンプライアンス委員会を設置する。

- 2 委員会は、理事長、委員長、各事業所推薦の委員、事務局員をもって構成することを原則とする。
- 3 委員会の委員長は理事長が推薦をする。
- 4 委員会の所掌事務は以下のとおりとする。
- 一 職場環境の整備・提言に関すること。
  - 二 メンタルヘルス対策に関すること。
  - 三 ハラスメント対策に関すること。
  - 四 女性活躍の推進に関すること。
  - 五 仕事と家庭の両立支援に関すること。
  - 六 法令遵守における見直し、検討、検証、評価に関すること。
  - 七 法令遵守の啓発、教育、広報に関すること。
  - 八 その他コンプライアンスの推進に関すること。
- 5 委員会の検討結果については、定期的に理事会に報告するとともに、各事業所委員を通じて、各事業所に通知する。
- 6 委員会は、定期的に開催する。

(内部通報等窓口)

第7条 内部通報等の相談窓口を本部事務局人事部と法人監事とし、相談窓口責任者をコンプライアンス委員長として、法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- 一 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- 二 通報を受付けると、必要に応じ調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正措置を講じるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- 三 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取扱いも行なわないこととし、報告・相談者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行った者は処分が課せられるものとする。また対象事案に関する調査協力者に対し、このことを理由とする不利益な取扱いや嫌がらせを行った者は処分が課せられるものとする。
- 四 相談窓口に通報または相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。また当該行為を行った者は処分が課せられるものとする。
- 五 相談窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも

も対応終了後5年間、保管しなければならない。

六 相談窓口責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、窓口運用実績について職員および役員に対して周知するものとする。

- 2 相談窓口に通報された対象事案の調査は、相談窓口責任者が行うものとし、相談窓口責任者は、調査する内容に応じ、人事部から担当者を指定して調査を実施する。
- 3 相談業務または通報処理業務に携わる人事部の担当者を、内部通報対応業務従事者として別紙書面により指定する。
- 4 相談窓口において受け付ける当該事案について、自らが関係する不正行為等についての通報対応業務や是正措置等の検討に関与してはならない。
- 5 相談窓口において職員等および役員並びに退職者から寄せられる、内部通報体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。

(情報共有の範囲)

第8条 相談または通報において知り得た情報は、相談窓口責任者および人事部担当者に限り共有することができる。ただし、当該相談者または通報者の承諾がある場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

2 相談または通報において知り得た情報のうち、是正措置等の検討、実行を行うために必要な範囲の情報は、当該検討又は実行に必要な範囲の各事業所管理者および担当者、役員並びに外部の専門家に限り共有する。

3 対象事案の調査により知り得た情報は、相談窓口責任者および人事部担当者に限り共有することができる。ただし、当該調査協力者の承諾がある場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

4 前項の調査入手情報のうち、是正措置等の検討、実行を行うために必要な範囲の情報は、当該検討又は実行に必要な範囲の各事業所管理者および担当者、役員並びに外部の専門家に限り共有する。

(利益相反関係の排除)

第9条 相談業務または通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談および通報の処理に関与してはならない。

(不正目的通報の禁止)

第10条 相談窓口に通報または相談した者は、不正の利益を得る目的や法人または第三者に損害を加える目的その他不正の目的をもって通報を行ってはならない。法人はそのような通報を行った者に対し、就業規則に従って処分を行うこととする。

### 第3章 通報及び相談等の処理

(通報及び相談受付における配慮)

第11条 通報相談窓口は、相談または通報を受け付けるに際し、内容の秘密に配慮しなければならない。

(通報内容の検討)

第12条 通報相談窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平か

つ誠実に検討し、通報などに対して、速やかに、今後の対応について通知する。

(調査)

第13条 通報された事項に関する事実関係の調査は、内部通報相談窓口責任者が行う。

2 内部通報相談窓口責任者は、調査する内容に応じ、本部事務局が中心となり、各事業所管理者の協力を得て、調査チームを設置し、調査を実施する。

(調査における配慮)

第14条 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮する。

2 法人として不利益な取扱いや関係者から不当な批判や嫌がらせを受けることがないように配慮しなければならない。

3 対象事案に関する通報者または調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(協力義務)

第15条 調査担当者は、各事業所に対して、通報に係る事実関係の調査に際し協力を求めることができる。

2 各事業所は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合は担当者に積極的に協力し、知り得た事実について、忠実に真実を述べなければならない。

(進捗状況の通知)

第16条 通報相談窓口は、調査中、被通報者（不正行為を行いまたは行う恐れがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者などの信用、名誉およびプライバシーに配慮しつつ、通報者に対して、適宜調査の進捗状況について知らせるよう努める。

(調査結果)

第17条 内部通報窓口責任者は、調査担当者の結果を踏まえ、調査結果を可及的速やかにとりまとめ、通報者に対して、その結果を知らせることとする。

2 内部通報窓口責任者は、調査結果を法人理事長へ報告する。

(是正措置)

第18条 法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、法人理事会に報告するとともに、速やかに是正措置および再発防止措置を講じることとする。また、必要に応じて、関係行政機関への報告を行うことも検討する。

(懲戒処分)

第19条 法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対して、就業規則に従って懲戒処分を課すものとします。ただし、通報者および相談者または調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する懲戒処分については減免することができるものとする。

(リニエーション(課徴金減免)制度)

第20条 法令違反行為等に関与した者が自ら通報した場合には、当該法令違反等を理由とする処分の際して、有利な情状として考慮することとする。

(是正結果の通知)

第21条 法人は、被通報者や当該調査に協力した者などの信用、名誉およびプライバシーなどに配

慮しつつ、通報及び相談者に対して、遅滞なく、是正結果について通知することとする。

(追跡調査等)

第22条 通報相談窓口は、通報処理終了後も、通報者および相談者に対して通報等を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせなどが行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分な対応を行うこととする。また、通報者及び相談者から、通報等を理由とした不利益取扱いや職場内の嫌がらせが行われている旨の申出があった場合、速やかに適切な措置を講じるものとする。

## 第4章 関係者の責務

(通報者等の保護)

第23条 相談者および通報者が相談または通報したことを理由として、通報者などに対して解雇その他のいかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 法人は、相談者および通報者などが相談または通報したことを理由として、通報者などに対して不利益取扱いや嫌がらせなどを行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を課すものとする。

3 法人は、相談者および通報者などが相談または通報したことを理由として職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

(相談者および通報者の秘密および個人情報等の保護)

第24条 相談業務または通報処理業務に携わる者は、通報者などの承諾その他正当な理由がない限り、通報者などの秘密または個人情報その他相談または通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

2 相談業務または通報処理業務に携わる者は、通報者などの承諾その他正当な理由がない限り、通報者などの秘密または個人情報その他の相談または通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

3 法人は、正当な理由なく前各項の規定に違反した者に対して、就業規則に従って懲戒処分を課すものとする。

(秘密保持)

第25条 業務上通報に関する情報を知り得た者は、通報された内容や調査資料・結果などに関する一切の情報に関して、法令および本規定に基づき開示する場合、生命・安全等への緊急な懸念により開示する場合を除き、開示してはならない。

(相談または通報を受けた者の責務)

第26条 不正行為に関する相談または通報を受けた者は、相談業務または通報処理業務に携わる者でない場合であっても、この規程に準じて通報者などの秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

(管理者の役割)

第27条 法人の各事業所管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業についてコンプライアンス委員等と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法人の各管理者、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵

守責任者に確認するものとする。また、各施設長は、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

3 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

4 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第28条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけるとともに関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の観点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または管理者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第29条 教育及び研修については、各管理者が行う共に、コンプライアンス委員会でも必要に応じて企画し、実施するものとする。また、公益通報対応体制について、役員および全ての労働者に対し十分周知するとともに、公益通報対応業務を担う担当者に対して、本規程の適切な運用を確保するための教育および研修を行う。

(不正の目的による通報または相談の禁止等)

第30条 通報者および相談者は、虚偽の通報または相談や他人を誹謗中傷する目的の通報または相談その他の不正の目的の通報または相談を行ってはならない。

## 第5章 その他

(本規程に基づく運用および改善、解釈の疑義)

第31条 この規程に関する整備および運用の状況等について客観的かつ公正な方法で点検等を行い、必要に応じて改善を行います。

2 この規程の解釈について疑義が生じた場合は、役員会で協議のうえ、これを決定します。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年11月15日より一部を改正する。

令和4年6月1日より「業務管理体制規程」の名称を「コンプライアンス(業務管理体制・内部通報体制)規程」に変更し改正する。

社会福祉法人福角会 コンプライアンス(業務管理体制・内部通報体制)規程体制図

